

札幌市における高齢者歯科関係施策の現状と 今後の摂食嚥下障害対策の方向性(案)について



SAPP_RO

札幌市歯科口腔保健推進条例

自民、公明、民主の3会派による議員提案条例として、令和4年6月に成立

条例の目的

市民の歯科疾患の減少を図るため、医学的及び公衆衛生学的見地から効果的な施策を推進することとし、市民の健康寿命の延伸を図ること

基本計画を策定し、次の取組を計画に盛り込むこと

高齢者歯科関係の取組

- 要介護者に対する歯科健診の機会の確保
- 地域包括ケアシステムにおける歯科関係者と多職種との連携推進
- 在宅歯科医療の充実
- オーラルフレイル対策、誤嚥性肺炎予防、口腔機能向上の推進



第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画(令和6年3月)



基本理念 1

市民の生涯にわたる歯科健診の充実による歯科疾患の予防、早期発見・早期治療

基本理念 2

乳幼児期から高齢期までの世代に応じた健康教育や啓発による健康寿命の延伸

基本理念 3

障がい者(児)や要介護高齢者等、誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの確保

基本理念 4

公衆衛生的見地及び科学的根拠に基づく取組による健康格差の縮小

基本理念 5

関係団体・関係機関との連携・協力による総合的な歯科口腔保健の取組の推進

市民の生涯にわたる歯科健診の充実、健康寿命の延伸、
誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの確保、
を、基本理念として掲げている

基本理念 3

「障がい者（児）や要介護高齢者等、誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの確保」

歯科医療機関への通院が困難な障がい者（児）や要介護高齢者が定期的な歯科健診や歯科医療等の歯科保健医療サービスを受けることができるよう、施設や在宅における歯科健診や在宅歯科医療の充実に努めます。

具体的取組



① 在宅歯科医療を担う歯科医師の人材育成

在宅歯科医療に従事する歯科医師や関心のある歯科医師を対象に、研修を行う。札幌歯科医師会委託事業。

② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

KDB(国保データベースシステム)を活用し、脳卒中の既往等、誤嚥性肺炎リスクが高いにも関わらず歯科レセプトがない在宅要介護高齢者等に歯科衛生士が電話や訪問により歯科保健指導及び歯科医療への受診勧奨を行う。

③ 摂食嚥下障害患者に対する歯科保健医療のあり方検討

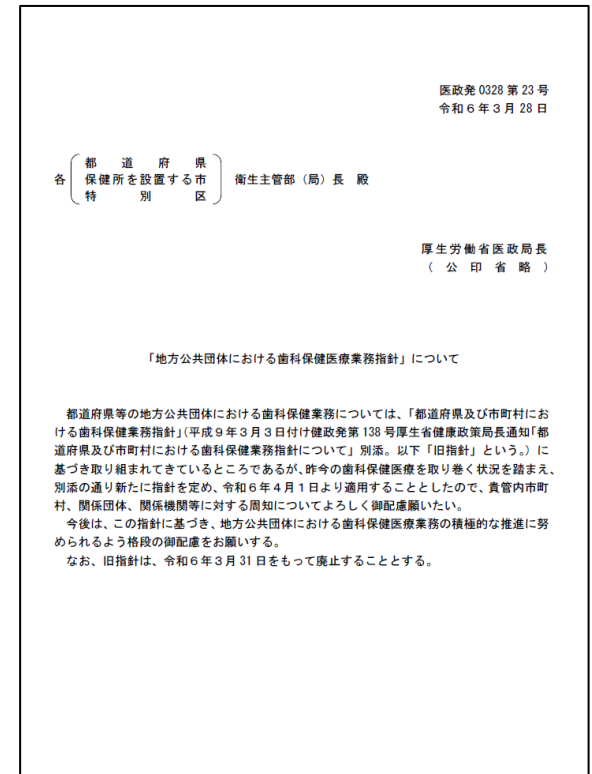
摂食嚥下障害患者に対する支援が十分ではないとの計画策定委員会の意見を踏まえて、あり方検討に取り組む。

厚生労働省医政局長通知(令和6年3月28日) 「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」

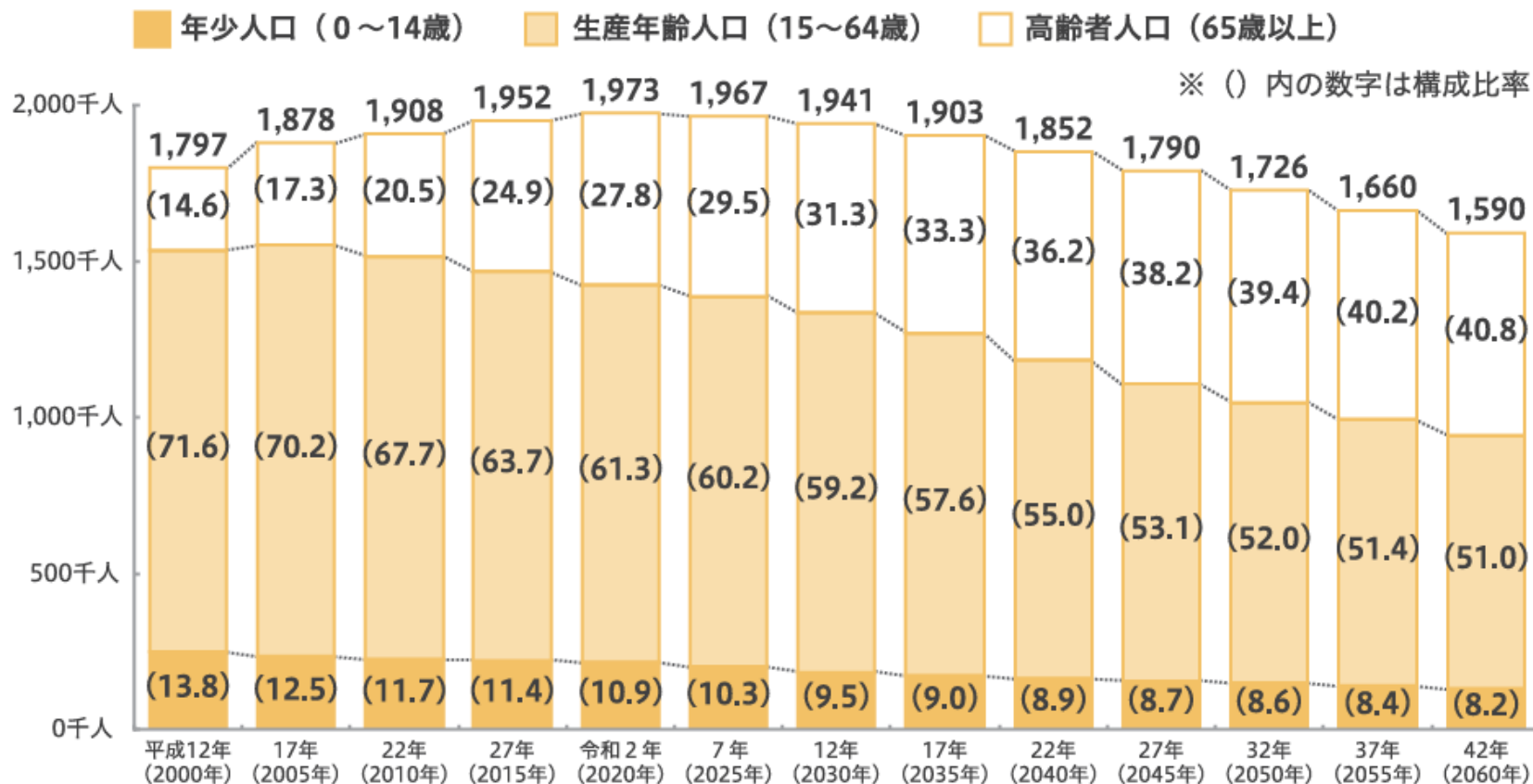
8) 要介護高齢者等に対する歯科保健対策の推進

都道府県は、要介護高齢者であっても定期的に歯科健診を受けることができるよう、地域の歯科医師会や歯科衛生士会と連携しながら、在宅や施設における歯科健診への支援や職員による口腔の管理の知識や技術の研修の実施に努めること。

また、高齢者の口腔機能の維持向上や機能低下に関する普及啓発の他、高齢者の摂食嚥下障害や口腔機能の低下に対応できる人材育成、歯科専門職を含めた多職種による連携体制の構築に努めること。



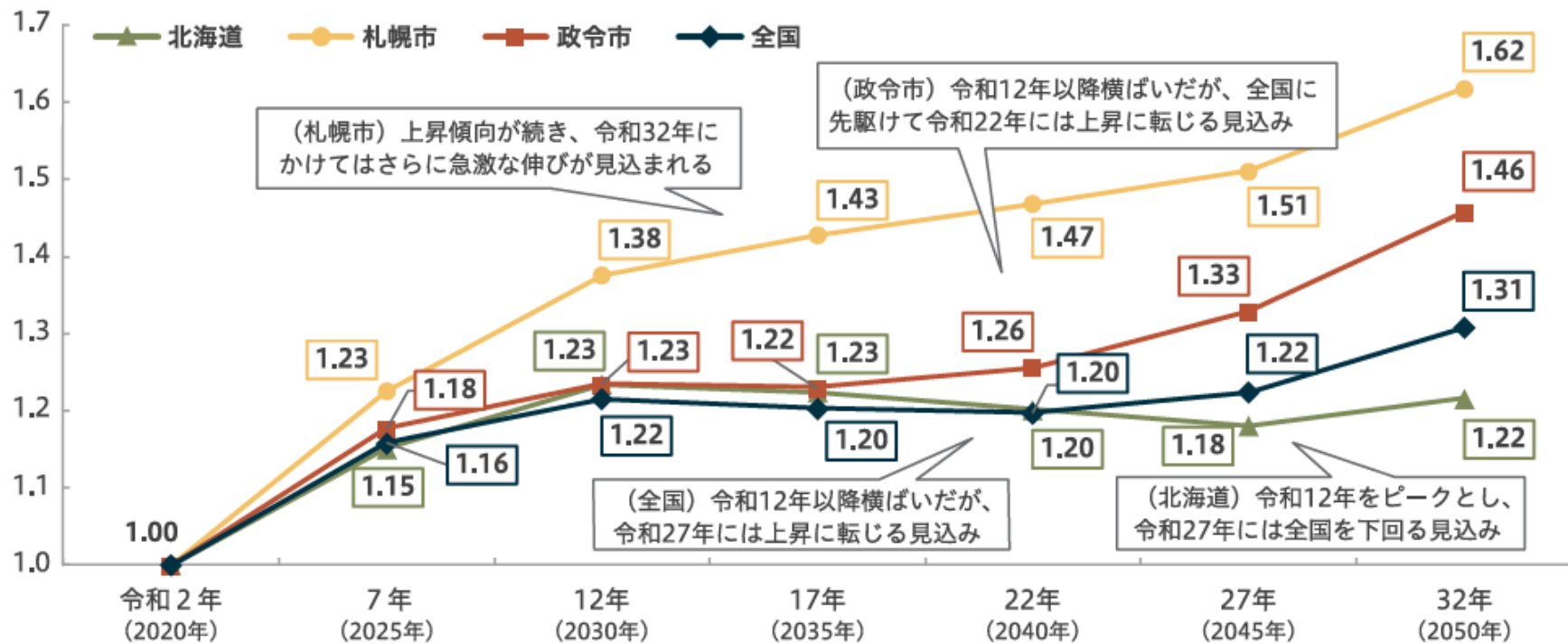
札幌市の人口と高齢化率の将来見通し



資料：総務省「国勢調査結果」（平成12年（2000年）～令和2年（2020年）、各年10月1日現在）

札幌市まちづくり政策局推計（令和7年（2025年）～42年（2060年）、各年10月1日現在）

75歳以上人口の将来見通し(令和2年(2020年)を1としたときの指数)



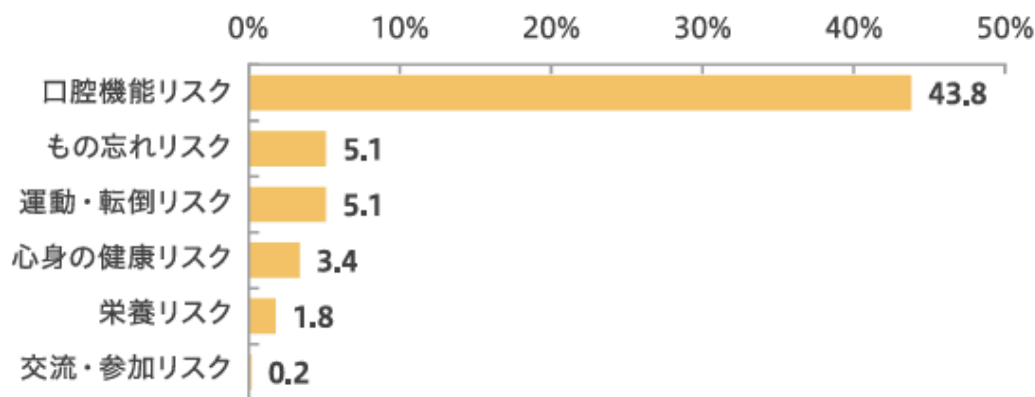
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
(令和5年(2023年)推計)をもとに作成(各年10月1日時点)

令和4年度札幌市自立生活向上支援業務報告書

◆ 口腔機能にリスクを抱えている高齢者が多い

地域で介護予防活動に取り組む高齢者を対象に健康・身体状況のデータ分析を行い、6項目のフレイル⁵関連リスク⁶を判定したところ、「口腔機能リスク」を抱える高齢者の割合が43.8%と、ほかのリスクから突出して高くなっていることがわかります。

高齢者が抱えるフレイル関連リスク（複数回答）



※ 対象は、介護予防センターが支援する介護予防活動に取り組む高齢者 4,329 人

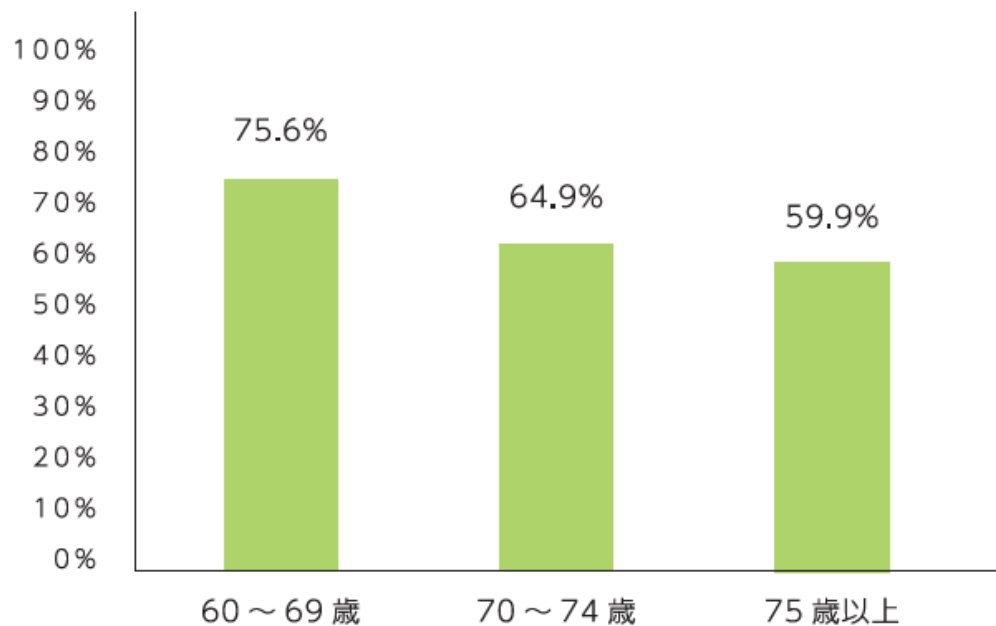
資料：札幌市保健福祉局「自立生活向上支援業務報告書」

(令和4年度(2022年度))

令和4年度 札幌市市民意識調査

- 年齢層が上がるほど「何でもかんで食べることができる」と答える人の割合は減少し、75歳以上の後期高齢者においては、60%を下回っています。

図 2-12 何でもかんで食べることができる者の割合（高齢期・令和4年度）



(令和4年度第2回市民意識調査より作成)

令和4年度札幌市高齢者施設に対するアンケート調査

高齢者施設入所者については、歯や口腔に問題のある入所者がいると回答した施設が約8割、飲み込みにくい入所者がいると回答した施設は9割以上と高い状況にあります。

図 2-16 札幌市内の高齢者施設のうち歯科的な問題のある入所者がいると回答した施設割合

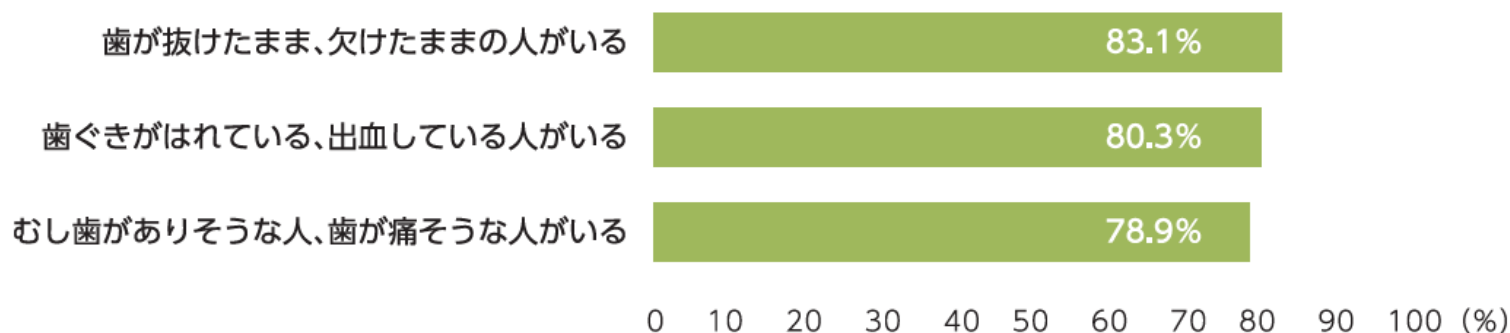
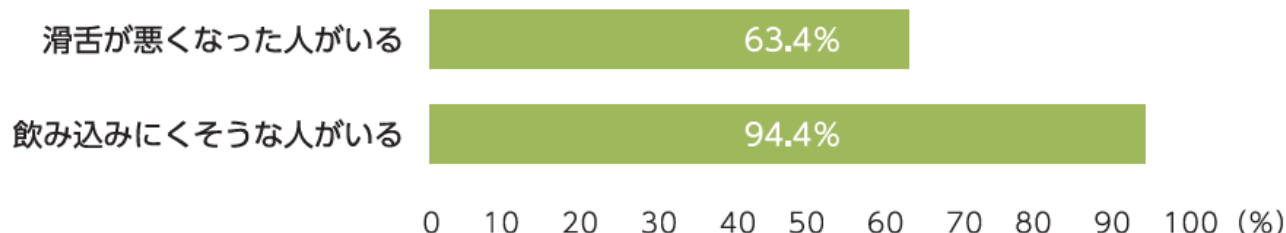


図 2-17 札幌市内の高齢者施設のうち口腔機能に問題のある入所者がいると回答した施設割合



札幌市における後期高齢者に対する歯科健診

札幌市では、札幌歯科医師会に後期高齢者に対する歯科健診事業(外来、訪問)を委託している。歯科健診の内容には、簡易な嚥下状態等の口腔機能の検査が含まれている。

令和4年度版

札幌市後期高齢者 歯科健診のご案内

中央区
版

歯とお口の健康を保つことは、おいしく食べるだけでなく口腔機能の低下や嚥下性肺炎等の予防につながります。からだの健康を維持して健康寿命を延ばすために、ぜひこの機会に歯科健診を受けましょう。

受診方法	検査内容
①4ページの「歯科健診受診券・歯科健診質問票」に記入する ②指定歯科医療機関に申し込む ③「歯科健診受診券・歯科健診質問票」と保険証を持って受診する	歯の状況、入れ歯の状況、咬合状態、 口腔乾燥、歯肉の状態、清掃状態、 口腔機能検査、保健指導

受診期限

令和5年3月31日まで
(札幌市にお住まいの後期高齢者医療制度にご加入の方は一度一回、
歯科健診を受けられます。)

費用 400円

非課税世帯の方は無料で受診できます
下記確認書類のうち、いずれか1つをご提示ください。
○自己負担額欄に「0円」と記載されている「後期高齢者健診受診券」(コピーでも可。)
○保険料段階が第1～第3号の介護保険料納入通知書
○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
※上記のいずれの確認書類も無い場合は、世帯全員分(18歳以上)の市・道民税が0円と表示されている課税証明書を提示してください。

歯科健診を受けて治療が必要となった場合
健診内容に加えて、より詳しい検査が必要となる場合があります。この場合は、健診費用とは別に料金が発生することになりますので、歯科医療機関とよくご相談ください。

歯科健診受診券は再発行致しません。紛失された場合は、保険証を持参し受診してください。

お問い合わせ先 札幌市保健福祉局保健所健康企画課 TEL:011-622-5151

札幌市後期高齢者歯科健診

最新の指定歯科医療機関は、右記ホームページもしくは二次元コードからご確認ください。インターネットの環境にない方は電話でお問い合わせください。
札幌市コールセンター TEL:011-222-4894 (年中無休8時～21時)

札幌市
02-F06-21-1998
R3-2-1294

無料

※ 居宅対象

主に 要介護3 以上の方対象

札幌市後期高齢者 訪問歯科健診

通年実施 同一人につき年度に1回受診可能

- ✓「しばらく歯科を受診していない」
- ✓「最近食事が減少したようだ」
- ✓「口臭が気になる、上手く歯磨きできていないかもしれない」
- ✓「お口に問題があるのかどうか、はっきりわからない」

**このような時に札幌市後期高齢者訪問歯科健診
おすすめしてみませんか？**

申し込み方法

札幌歯科医師会ホームページ「市民の皆様へ」から
札幌市後期高齢者訪問歯科健診をクリック
実施医療機関一覧をチェック！
直接医療機関へお申し込み下さい

札幌市後期高齢者訪問歯科健診のご案内のページはコチラ

※対象となるのは…
自宅、サービス付き高齢者住宅、
認知症グループホーム等
(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院・
介護療養型医療施設は対象外)

一般社団法人札幌歯科医師会

裏面もチェック▶

高齢者の通いの場等に対する歯科医師、歯科衛生士の派遣

介護予防事業による歯科衛生士の派遣(北海道歯科衛生士会委託)

令和元年度より、介護予防事業を活用し、市内53か所にある介護予防センターが主催する介護予防教室に、歯科衛生士を派遣し、口腔機能向上に関する健康教育や口腔機能向上に資するアクティビティを実施している。

健康教育の回数は、介護予防教室希望に応じて、年間1回又は2回の派遣となっている。

令和6年度の派遣実績は153回であり、ほとんどの介護予防センターが口腔機能向上に取り組んでいる。



口腔機能を使ったゲーム



歯科衛生士会マニュアル

一体的実施による歯科医師の派遣(札幌歯科医師会委託)

令和6年度から、従来の介護予防事業による歯科衛生士の派遣に加えて、保健事業と介護予防の一体的実施により、歯科医師の派遣も開始。

歯科医師は、町内会や老人クラブ等の高齢者の通いの場を中心に、派遣しており、講話や個別相談の他、歯科健診や口腔機能チェックを実施する場合もある。

令和7年度の派遣予定は50回。



無料! 札幌市委託事業
**歯科医師と始める
オーラルフレイル対策**

お口のささいな衰え(オーラルフレイル)に気付いていますか?
いつまでも変わらず健康に過ごすためにはお口の健康がとても重要です。
お口の専門家である歯科医師とオーラルフレイルについて学び、しっかり対策していきましょう。講話・相談・健診・口腔機能チェックが実施可能です。裏面の申込書から希望のコースをお選びください。


歯科健康講話 個別相談 歯科健診
口腔機能チェック

対象の場所: 高齢者の通いの場等(同一団体では年度内2回まで)
実施最少人数: 5名

※高齢者の通いの場とは...
老人クラブ・町内会・高齢者サロン・介護予防センター等の高齢者が参加している通いの場

お申し込みは電話またはFAXで♪

一般社団法人札幌歯科医師会
TEL: 011-511-1543
FAX: 011-511-1530 裏面の申込書をご利用ください



歯科医師会、歯科衛生士会、栄養士会によるフレイルチェック相談会

3団体共同実施による「食べる」に着目したフレイル対策(3団体へ委託)

後期高齢者の質問票等を用いて、口腔や栄養課題があるオーラルフレイルや低栄養予備群の高齢者を介護予防センターでピックアップし、札幌歯科医師会、北海道歯科衛生士会、北海道栄養士会の共同実施により、3職種による個別相談が受けられるフレイルチェック相談会を実施している。

令和7年度は全10区で各2回、合計20回実施予定。

【個別相談の流れ】



①歯科医師による歯科健診
15分



②歯科衛生士による口腔機能
チェック 15分



②管理栄養士による栄養指導
30分

- ・1人あたり合計60分の個別相談、個別指導を実施。
- ・フレイルチェック相談会は、半日のプログラムで、1回あたり24名が上限。
- ・1つの相談会として実施しているが、各担当業務を3団体にそれぞれ委託している。
- ・3か月後に電話で評価を行い、介護予防センターへのフィードバックを行う。
- ・リハ職(運動)が参加したプログラムも試行予定。

口腔の健康状態が不明なハイリスク者への歯科衛生士によるアウトリーチ

誤嚥性肺炎の発症や歯科疾患の重症化の予防を目指すハイリスクアプローチ(北海道歯科衛生士会委託)

国保データベース(KDB)を用いて、誤嚥性肺炎や歯科疾患の重症化の恐れがあるにも関わらず、歯科医療に繋がっていない高齢者をピックアップし、調査票を送付。電話及び訪問によるアウトリーチを展開、無料訪問歯科健診事業や訪問歯科診療により、歯科医療に繋げていく。

【令和7年度の対象者基準】

- ①1年間、歯科受診がない
- ②脳卒中、肺炎、誤嚥性肺炎、認知症の既往
- ③要介護度2または3
- ④在宅サービスの利用

その他、年齢等の条件も加え、3,000名程度をKDBより抽出。

【対象者へのアプローチ法】

対象世帯に、口腔の困り事に関する簡単なアンケート調査を送付。令和約1割程度の返送率だが、歯科治療や口腔の困り事の情報と電話番号を把握し、歯科衛生士会の歯科衛生士が家族等に電話する。家族等から状況を把握した上で、歯科衛生士から助言を行い、訪問歯科健診や歯科衛生士によるアウトリーチを行う。

【把握された主な対象者の状態像】

- ・老々介護で、歯科医院への通院することは難しい。
- ・訪問歯科診療の利用方法を知らなかった。
- ・日々の介護に追われて、歯科治療まで考える余裕がなかった。など

SAP 札幌市保健福祉局

要介護高齢者の歯と口腔の健康維持に関する個別調査へのご協力をお願いいたします

札幌市保健福祉局 2024年12月

札幌市保健福祉局では、歯と口腔の健康維持が、食べることや話すといった高齢者の方々の生活の質の維持や全身の健康維持にも密接に関わっていることから、要介護高齢者の歯や口腔に対する歯科医療や歯科衛生士による訪問歯科診療や訪問歯科診療の普及に取り組んでいます。全世帯の調査は、調査対象になられた要介護高齢者の皆様、お一人お一人が適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、札幌市保健福祉局としてご支援していくための大切な基礎資料となりますので、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

【ご記入にあたってのお願い】

- ※調査票は、ご本人または介護されているご家族の方等がご回答ください。
- ※選択枝番号に○をつけて、ご回答ください。また、質問によって○をひとつだけつけるものと、複数つけてよいものがありますので、質問の指示に従ってください。
- ※ご記入いただいた質問票は、封筒の返信用封筒に入れて、12月〇日までにご返函ください。

◆お問い合わせ先

札幌市保健福祉局フェルネス推進課 歯科保健担当係
〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE 札幌ビル7F
電話011-211-3516 FAX011-211-3521
E-mail:shikahoken@city.sapporo.jp

ご本人の お名前	回答された方の お名前
ご本人の住所	電話番号

◀裏面に続きます▶



令和8年度以降の札幌市における摂食嚥下障害対策の方向性(案)

札幌市委託事業として、下記の取組を実施する。(委託事業者は公募を予定)

① 札幌市摂食嚥下障害対策ネットワーク協議会の設置・運営

摂食嚥下障害に関係する関係機関や職能団体により構成される協議会を設置し、多職種連携の推進を目指すとともに、協議会が実施主体となり、下記の②～⑤の取組について協議、企画を行い、実施する。

② 摂食嚥下障害多職種ネットワーク研修会

摂食嚥下障害に対応する医療介護職を対象とした幅広い研修の実施。

③ 在宅における摂食嚥下機能評価に関する医師・歯科医師の育成

在宅において摂食嚥下障害の診断に対応する医師、歯科医師への研修。
より実践的な診断技術に関する研修やミールラウンド対応等の研修を行う。

④ 嚥下機能評価と治療が可能な施設に関する情報提供

札幌市内の医療機関の状況について調査し、情報を公表する。

⑤ 摂食嚥下障害対応に関する情報提供・普及啓発

専用HP等において、関連職種向けの情報提供や一般市民向けの普及啓発を行う。